

## 役員及び評議員旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人八商学園（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関する規程第6条に基づき、役員（ただし、いずれも学校法人八商学園の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事のことをいう。

### (費用)

第3条 役員が、外部研修会等に出席したときの交通費は、会議に出席した都度実費を支給する。

### (その他の費用)

第4条 役員及び評議員が、その職務を執行するために要した出張旅費等のその他の費用は、別表1を適用する。

2 その他の費用の支払いは、現金もしくは振込による支払とする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

### 附則

この規程は、理事会の承認（令和7年5月30日）を受けて、令和7年6月1日から施行する。

[その他の費用]

別表第1 (交通費)

	交通費の区分	旅費額
1	鉄道賃	旅客運賃、特急料金
2	船賃	特等料金
3	航空賃	実費
4	車賃	実費

(宿泊費)

宿泊の区分		宿泊料
①	指定された宿泊所（研修会場等）へ宿泊する場合	実費（食事代含む）
②	宿泊所以外（知人・親戚宅等）へ宿泊する場合	3,000円（食事代含む）
上記①、②以外の宿泊所へ宿泊する場合		15,000円（食事代含む）以内 但し、宿泊所が目的地近隣にない場合で、前記金額を上回る場合実費精算とする。